

金沢市児童相談所長 様

一時保護所の子どもの生活・支援に関する  
第三者評価  
**報告書**

(令和 6 年度 3 月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

**J-Oschis**  
日本児童相談業務評価機関

# 一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

## 一時保護所の子どもの生活・支援に関する

### 第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で金沢市児童相談所一時保護所の子どもの生活・支援に関する第三者評価を実施した。

#### ●評価の方法

2018 年度厚生労働省調査研究事業「一時保護された子どもの生活・支援に関する 第三者評価の手引き（案）」（三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング）を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価項目 J-Oschis2024 年度版」を用いて、次の方法で実施した。

#### 1 各所アンケート

##### ・自己評価アンケート

64 項目について、一時保護所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

##### ・こどもアンケート

アンケート実施期間内に当該一時保護所へ入所中のこどもに対してアンケートを実施した。回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

#### 2 事前準備資料

評価に必要と思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要（福祉行政報告例）、組織図、業務分掌、勤務表、時間外勤務実績、年次有給休暇実績、平面図、事業計画（行事計画、研修計画等）、子どもに対する説明資料（権利ノート、生活のしおり、日課表、学習時間割表） 等

### 3 実地調査

- (1) 申し送り会議や観察会議への立ち合い
- (2) 施設見学
- (3) 全体状況について聞き取り(所長、マネジメント層より)
- (4) 新人職員ヒアリング(経験年数の少ない保育士、児童指導員、心理士 等)
- (5) こどもヒアリング(当日、呼びかけに応じてくれたこども)
- (6) 相談部門ヒアリング(相談部門のマネジメント層)
- (7) フィードバック

### 4 報告書の提出

#### ●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～C の4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他一時保護所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

# — 目次 —

<b>一時保護所の子どもの生活・支援に関する 第三者評価の実施方法</b>	1
<b>目次</b>	3
<b>総評</b>	
<b>総評</b>	5
<b>第Ⅰ部 子ども本位の養育・支援</b>	8
<b>第Ⅱ部 一時保護の環境及び体制整備</b>	11
<b>第Ⅲ部 一時保護所の運営</b>	14
<b>第Ⅳ部 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント</b>	18
<b>アンケート結果</b>	
<b>子どもアンケート結果</b>	23

## 総評

(2024年11月5日(火)～6日(水) 実地調査実施分)

## 総評

### 【優れている点】

- 一時保護所の建物は、外観が一般の戸建て住宅のようであり、内部は中庭があって採光もよく、廊下も広くふんだんに木材を使うなど、あたたかく居心地のよい住環境になっています。  
食堂、リビング、プレイルームは常時開放されており、子どもたちが自由に使うことができ、閉塞感を感じることなく生活できる運用がされています。子どもの居室には内鍵がかかり、子どもたちが「自分が守られている」という感覚をもてるようになっています。
- 「子どもたちが安心して気持ちよく過ごせるように」という認識を職員全員が共有し、子どもたちに対し、丁寧で受容的な対応がなされています。
- 一時保護所マニュアルにある「一時保護所の子どもたちの理解に必要な 19 のこと」には、子どもの理解や支援の姿勢などのポイントが明確に書かれています。この文書は、子どもへの対応に迷ったときや、一時保護所の役割を考えるときに立ち返れる貴重な財産です。
- 会計年度任用職員を含むすべての職員が児童指導員用資格を有するように配慮されており、職員の資質の担保が図られています。
- 一時保護所が大変なときには、児童福祉司など相談部門の職員が応援に入るといった、相談部門との連携による緊急対応がとられています。

### 【改善が必要な点】

- 子どもを保護の対象として大切にしていることは十分認められましたが、子どもが選択したり意見を言ったりする機会が少ないことが気になりました。子どもを権利の主体として尊重し、子どもと一緒にあって一時保護所の生活を作るというパートナーシップへの意識変革が必要です。  
職員は「子どものために」とさまざまな配慮を行っているように感じました。しかし、子どもからすると「すべてが準備されている状態」ではないでしょうか。子どもが権利の主体であるならば、子どもの意見を聴き、選択の自由を保障する必要があります。一時保護所でのさまざまな生活場面で、子どもが意見を表明し、選択する機会をできるだけ多く設けていただければと思います。  
また、入所時に子どもに提示する「一時保護所のしおり」と子どもに署名を求めていた「誓いの言葉」については、子どもの権利保障の観点から見直しが不可欠です。さまざまな困難を抱えて一時保護に至った子どもたちが初めて目にする説明であることに十分思いを致し、子どもたちが権利の主体として尊重され、受け入れられていると感じることができるような内容にする必要があります。

- 全員に同じ対応をする集団処遇が優先され、個々の子どものニーズに応じた支援(個別対応)が十分に行われていないようです。日中は、子どもたち全員が 1 階のラウンジやプレイルーム、体育館、学習活動中は学習室で過ごすことになっており、一人になれる場所がありません。ラウンジやプレイルームは、どこからでも全体を把握できるようになっていますが、子どもの視点からは常に他者の視線があることになります。一人で過ごすことを好む子どもや気持

ちを整理するために一人になりたい子ども、他の人の姿や声が気にならない場所で読書等に集中したい子どもなど、さまざまな子どもが入所することを想定して個別性を尊重する環境への整備が必要です。2階の居室空間を日中も利用できるようにすることや、パーテーションや絵本棚などを活用しコーナーなどを区切って空間を作るなどの工夫をすることが考えられます。また、レクリエーションや外出も常に全員で一緒に行うのではなく、個別の対応ができれば、より子どものニーズに沿った形で、多くの機会を提供できます。

一方で、集団処遇を優先せざるを得ない背景には職員数の不足があると思われます。個別対応を保障する必要性の観点から、職員数の確保についても検討の必要があります。

○「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」(以下、「設備運営基準」)が求めている「(一時保護所での生活は)原則自由であり、制限する場合は説明を尽くして納得を得る」という原則に沿った対応が、十分になされていません。たとえば、私物の持ち込みを原則として禁止するルールについて、子どもからの申し出があれば個別に対応していることですが、原則と例外が逆転しています。

さらに、私物の持ち込みに限らず、一時保護所の状況や子どもの特性に応じて行動制限の例外を検討するという対応がなされているようですが、この対応は、行動制限を前提として特定の場合に解除を認めるという点で、やはり原則と例外が逆転しているうえ、例外の設定（ルールの解除）が場当たり的になりかねず、子どもたちに恣意的だととらえられたり、不公平感を抱かせたりする可能性もあります。子どもの行動を制限するルールについて、基準に則った見直しを行うことが望されます。

○相談部門と一時保護所の情報共有と連携の強化も課題です。

相談部門と一時保護所とでシステム上の記録が共有できていないため、一時保護所の職員は、相談部門の動きを記録上適時に把握することができず、子どもの背景や先行きが見えないまま日々の生活だけを支援するという状況です。システムの更新が検討されているようですが、せめて一時保護所に相談部門の記録を閲覧できる端末を設置する等の当面の対策が必要です。

また、一人ひとりの子どもについて担当する児童福祉司・児童心理司と一時保護所職員の3担当者によるミーティングを義務化するなどして、個々のケースでの連携を強化することも検討してください。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	<p>○職員全員が子どもを大切にし、あたたかく接しており、子どもの守られる権利や生きる権利は保障されています。今後は、これに加えて、「権利をもつ人間として対等」に接し、意見表明や選択の機会を保障する、子どもが主体性をもつことができる関わりをお願いします。</p>
児童相談所 (一時保護所)	<p>○「一時保護所を居心地のよい場所にする」という基本理念は素晴らしい、職員全員に共有されています。今後は、これに「子どもの意向や意思を尊重して対応をする」という権利擁護、「一人ひとりの違いを尊重した対応」という個別処遇の考え方を加えた、3つを基本理念とすることを検討していただきたいです。検討にあたっては、一時保護所マニュアルにある「一時保護所の子どもたちの理解に必要な 19 のこと」が重要な手がかりになるはずです。</p> <p>○職員間のチームワークは良好ですが、たとえば、会計年度任用職員だから、経験年数が浅いから、年下だからなど、さまざまな理由で質問や意見を控えている様子も見受けられました。意見が違っても受け入れられる雰囲気はあるようですから、職員同士も対等な立場で尊重しあう姿勢をもち、わからないことは質問し、積極的に意見交換ができるような職場になることを期待します。</p> <p>○相談部門と一時保護所の連携強化は重要な課題です。相談部門の記録を一時保護所職員が隨時見ることができるようにすること、担当児童福祉司・児童心理司・一時保護所職員の 3 担当者が情報共有をする機会を定期的に設けること等、具体的な連携強化の方策を検討してください。</p>
設置自治体	<p>○児童の記録について、相談部門と一時保護所で共有できるシステムの導入を、早急に検討していただきたいと思います。一時保護所において相談部門の記録を閲覧できないため適時の情報共有ができず連携に支障が生じていることに加え、一時保護所の記録が児童相談システムに接続されていないため行動観察記録の二重入力が必要になるなど業務の手間が増えており、誤記も生じやすい状況が生じています。先行自治体も多いので、先進地の取り組みを参考にされるとよいでしょう。</p> <p>○「改善すべき点」として上記で指摘した個別対応の充実や相談部門との連携強化等は、現在の人員配置では対応できません。職員の増員が不可欠です。また、宿直や調理の職員は継続的に勤務するベテラン揃いで、子どもへの熱い思いをもって職務にあたっていることが感じられましたが、年齢的に 5 年後、10 年後まで継続して勤務することはできないため、将来を見据えた人材の確保を考える必要があります。</p>
国	

## 第Ⅰ部 子ども本位の養育・支援

### 総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

#### 【優れている点】

- 職員全員が子どもを大切にし、一時保護所が子どもにとって居心地のよい場所になるようにしようという意識をもって子どもに関わっています。その結果、子どもたちに、あたたかく穏やかな環境が提供されています。
- 子どもの居室はほぼ個室として利用されており、居室内から鍵をかけることができます。また、入浴も一人ずつ個別に行うなど、プライバシーに配慮され、特性や状況に応じた個別対応も可能になっています。

#### 【改善が必要な点】

- 子どもを保護の対象として大切にしていることは十分認められましたが、子どもが選択したり意見を言ったりする機会が少ないことが気になりました。子どもを権利の主体として尊重し、子どもと一緒に一時保護所の生活を作るというパートナーシップへの意識変革が必要です。
- 「一時保護所のしおり」と「誓いの言葉」については、早急な見直しが必要です。職員全員で、また子どもたちとも一緒に、「一時保護所における子どもの権利」について考えながら、「権利ノート」を作成することを検討していただきたいと思います。

現在使用されている「一時保護所のしおり」は、子どもが守るべき約束事が列挙されたルールブックになっており、子どもの「権利」についての記載はあるものの、同じページにほぼ同じ分量で「責任」について書かれているために、権利が守られることと責任を果たすことが一体になっているように読みます。この説明に加えて、子どもに「誓いの言葉」を書かせることによって、ルールを守ることを誓約してはじめて権利が守られるかのような誤解を子どもたちに与えかねません。

また、「一時保護所のしおり」の中で、「保護所に来た理由」として挙げられている内容が、「自分にいけないことがあって家にいられなくなった」「自分の生活を立て直す」など、もっぱら子ども自身に問題があるかのような書きぶりになっている点も問題です。非行児童を想定しているものと思われますが、非行の背景に被虐待が疑われるることは少なくなく、さらに非行を子どもの原因のみに帰することはできません。また、「解決するまでよく考えて話しあいをする」という理由が記載されていますが、子どもにとって解決というのは不明瞭であり、先の見通しをもつことをいっそ難しくする可能性があります。現行の一時保護ガイドラインで「安全が確保された場所で生活することで、自分の気持ち等に改めて目を向ける」という意義が記されているように、一時保護所が安心・安全が確保された場所であること、一緒に気持ちを整理しながらこれからの生活を考えていくことが伝わるような表現に修正する必要があります。

さらに、「イライラすることがある」場合の対処法としてアンガーマネジメントの方法が説明されていますが、これはやや唐突な印象を受けます。イライラの原因はさまざまであるところ、一人で行う対処法だけが記載されていることで、イライラする気持ちは自分で処理するしかないという誤解も招きかねません。記載するとしても、説明の仕方や記載場所について再考の必要があると思われます。たとえば、「イライラしたら職員に伝えて、話を聴いてもらう」というように、職員と話し合って解決する方法を提示することも検討されるとよいかもしれません。

せん。

○子どもの意見表明権に関する理解を深めることと、それをふまえての仕組み作りを進めることも、急務です。

子どもの意見表明権を保障するためには、子どもにきちんと情報を提供し、意見形成を支援し、表明された意見をふまえて対話を重ね、意見を言ってよかったですと子どもが感じられるような対応をすることが必要です。そして、子どもを大人と対等な一人の人として尊重し、対話を重ねることは、子どもに対する強力なエンパワーラーにもなります。たとえば、スマホを使いたい、ゲームをもっとしたい、といった子どもからの訴えがあったとき、対話を重ねることで、表出された訴えの奥にある思いや理由が見えてきて、表出された要求に直接応えられなくても、本当のニーズに応える方法が見つかる可能性もあります。

一時保護所の職員はよく子どもたちの話を聞こうとしており、一見して子どもたちも遠慮なく話しているように見えますが、子どもたちのなかには意見を言っても仕方がないと諦めている子どもや、意見を言うことに遠慮や不安を感じている子どももいるようです。そのため、子どもの声を聞く手段はいくつも必要です。

なお、意見箱は事務室の前に設置されており、事務室から意見箱への投函が見えることになります。子どもが匿名で投函しやすいように、設置場所を工夫していただきたいと思います。あるいは、たとえば、夕方の日誌を書く時間に全員に用紙を配布し、その日に意見があつてもなくとも、全員がその用紙を意見箱に投函するという取り組みを行っている一時保護所もあります。このような工夫も有効かもしれません。

○私物の持ち込みを原則として禁止するルールについては、再考の必要があります。子どもからの申し出があれば個別に対応しているとのことです、この申し出は私物の回収に対する拒否として表明され、基本的には私物の持ち込みを制限するという方針がある以上、子どもが私物を持ち込む選択権が保障されているとはいえないません。また、個別に許可・不許可の判断をすることによって、子どもたちに恣意的だととらえられたり、不公平感を抱かせたりする可能性もあります。

私物を持ち込み、好きなものを置くことによって、居室の居場所感・安心感は大幅に増し、自分を大切にする感覚のベースにもなり得ます。安全を守るために定められているルールが本当に子どもの安全を守ることにつながっているのか(例えば、自室に筆記具を持ち込むことと自傷のリスクに本当に因果関係はあるのか等)、一つひとつ点検してみることが望まれます。

○一時保護中の状況や一時保護の解除について、子どもが見通しをもって生活できているとは言い難いようです。一時保護の解除については、子どもだけでなく、一時保護所の担当職員も当日の朝に知ることがあるということでした。子どもたちの中には、一時保護中に築いた職員や他の子どもとの関係を失うことや家庭復帰、里親・施設措置に不安を感じる子どももいるでしょう。子どもに一時保護の解除を伝える時期については、一時保護所を含む児童相談所としての検討が必要です。

○子ども同士のトラブルや暴力、暴言が生じた際の対応は、その行動を示した子どもに対し、当該行為を身体的・言語的に制止する関わりが中心でした。保護される子どものなかには、暴力や暴言を誤学習していたり、望ましい行動を未学習であつたりする子どもも多くいます。そのため、職員が望ましい行動のモデルを示すことに加え、暴力や暴言が出来てしまった後には必ず振り返りを行い、なぜ暴力や暴言が出たのか、子どもの気持ちや言い分を十分に聞いて、「その気持ちはOK」と伝えると同時に、暴力や暴言ではない方法で、その気持ちを相手に伝えるにはどうすればいいかと一緒に考えるといった対応が必要です。また、暴力や暴言を受けた子どもへのケアをあわせて的確に行うことも重要です。

○家庭的な雰囲気を大切にするという観点から、子どもの名前はファーストネームを呼び捨てにするという運用をしているとのことでした。さまざまな考え方があるところではありますが、家族でも名前を呼び捨てにする家庭ばかりではないことを考えると、人によっては違和感を抱くところではないかと思われます。他方で、子どもたちは職員を「先生」と呼び、固有名詞を用いません。名前を覚えることの負担感に配慮してのことのようですが、みんなが呼びあい、丁寧な関わりがあれば、沢山の人がいても子どもはちゃんと覚えるものです。

名前を大切にすることは、人として尊重することにもつながります。また、呼称は関係性とも直結します。大人は子どもの名前を呼び捨てにし、子どもは大人を「先生」と呼ぶ、ということについて、子どもを権利の主体として尊重するという観点から改めて考えなおすことは、結論に関わらず、子どもの権利について学ぶ際のよいテーマになるのではないでしょうか。

#### ＜各評価項目の評価＞

項目	評価項目	評価結果
No.1	一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	B
No.2	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	C
No.3	子どもの意見等が受け止められ、活かされる場所になっているか	C
No.4	意見表明支援員の仕組みがあるか	B
No.5	子どもから聴取した意見等に対してフィードバックしているか	B
No.6	一時保護の開始にあたり、子どもに対して適切に説明しているか	B
No.7	一時保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、子どもの意向を十分聞いているか	B
No.8	一時保護の解除について、子どもに対して適切に説明しているか	B
No.9	行動制限や、家族以外の人との通信・面会に関する制限は適切に行われているか	B
No.10	個別支援は適切に行われているか	B
No.11	個別対応は適切に行われているか	A
No.12	合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していない	C
No.13	被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	A
No.14	暴力・暴言・いじめ・差別的な発言など、子ども同士での権利侵害の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	C
No.15	思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	A
No.16	性的マイノリティの子どもがいることを前提とした生活環境や関わりなどの準備をしているか	A
No.17	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	A
No.18	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	B
No.19	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	A

## 第Ⅱ部 一時保護の環境及び体制整備

### 総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

#### 【優れている点】

- 建物の外観は一般的戸建て住宅のようであり、外観からも、家庭的な養育をめざしている一時保護所のシステムを感じることができました。施設内のラウンジやプレイルーム、食堂、廊下などには木材が多く使われ、中庭から日光が差し込むことで全体的に明るく、あたたかみのある空間になっています。  
廊下は広く、中庭に面しているため開放感を感じる設計がなされています。玄関やプレイルーム等に、季節の自然材を使用した装飾をし、四季の変化を感じられるように工夫している点も、子どもが安心を感じることのできる環境につながっていると考えられます。
- 子どもの居室は内側から施錠ができ、子ども自身が施錠することでプライバシーを守り、他児の立ち入り等を防ぐことができるという点で、全国的なモデルになる取組みです。扉の窓にあるレースのカーテンを閉めて廊下から居室内を見えにくくするなど、プライバシーに配慮した居室空間になっています。
- 夜間の職員配置は、夜間勤務の職員 2 名と宿直 1 名の配置となっているところ、夜間勤務と宿直の勤務体制を組み合わせることで男性職員、女性職員が夜間に勤務する体制を整えることは、安心・安全な環境での支援につながる取組みであるといえます。
- 職員間のやりとりや職員の自己評価から、相談しやすく風通しのよい職場であることがうかがわれました。係長を中心に情報共有の仕組みを整えることに前向きな姿勢が見られ、子どもへの対応や業務を依頼する際には必ず声をかけ合うなど、職員同士がコミュニケーションを取りながら助け合う意識も高いです。

#### 【改善が必要な点】

家庭的あたたかみのある施設や共感的なケアへの意識の高い職員を維持し、安心・安全で質の高いケアとアセスメント、子どもの権利擁護に取り組むために、①個別性の尊重、②専門性の向上、③児童福祉司・児童心理司との連携の 3 点において改善が必要であると考えます。

##### ① 個別性の尊重

個別性の尊重については、日中にも個別で過ごすことのできる環境の整備を検討する必要があります。

現状では、日中は、子どもたち全員が、1 階のラウンジやプレイルーム、体育館、学習中は学習室で過ごすことになっており、一人になれる場所がありません。ラウンジやプレイルームは、どこからでも全体を把握できるようになっていますが、子どもの視点からは常に他者の視線があることになります。また、ラウンジにテレビと音楽プレーヤーが置いてあるため、相互に音が干渉しあうことにもなっています。一人で過ごすことを好む子どもや、気持ちを整理するために一人になりたい子ども、他の人の姿や声が気にならない場所で読書等に集中したい子どもなど、さまざまな子どもが入所することを想定し、個別性を尊重する環境を整備することが必要です。

日中に 2 階の居室で過ごすことができるようになりますことで解決できることは多いと思われ、ぜひ検討していた

だきたいところです。

職員配置の問題等もあり、2階の活用が直ちには難しいとしても、パーテーションや絵本棚などを活用し、コーナーなどを区切って空間を作るなどの工夫をすることが考えられます。たとえば、プレイルームではプレイマットがあるだけでも、プレイマットで構成遊びの空間を作られ、遊びの空間が明確になります。空間が明確になると他の子どもはその空間に干渉しないように、行動を調整しやすくなります。

「全員に対して同じように対応する」ようになっているのは、職員数の不足や勤務体制が背景にあるかもしれません。個別ケアを保障する職員数が確保されているかどうか、検証の必要があります。また、就寝前や午後の自由時間は、子どもの情緒・行動面が不安定になりやすい時間です。個別性を尊重した対応をするためにも、午後から業務に入る「遅出勤務」などのシフトを作ることなど、勤務体制の見直しを検討することも考えられます。

## ② 専門性向上のための取組み

チームとして互いに助け合いながら子どものケアにあたる職員の専門性の向上を図るため、人材育成の体制を整備する必要があると考えます。現状では、児童相談所内の児童心理司による講義を行う、事例検討に外部講師を招聘するなどして研修機会を作っていますが、職員に求められる資質能力が各職員に示されておらず、人材育成指標に基づく研修ではないため、計画的・体系的な人材育成として十分に機能していないようです。経験年数に応じて求められる知識・技術・態度等を記した人材育成指標の作成、職員へのOJT制度、石川県の児童相談所・児童自立支援施設・児童養護施設等との合同研修の開催などを検討してはいかがでしょうか。特に、一時保護にあたる職員の専門性を高めるためには、石川県の児童相談所や委託一時保護施設と連携して、求められる専門性を明確にし、安全確保や行動診断、子どものケアに関する内容の研修を企画・実施することが求められます。

一時保護所の理念を職員全員が共有し、自身の実践を理念に則り振り返ることが必要です。一時保護所の手引に、職員として子ども理解に必要な態度や価値観、業務内容、電話対応、防災マニュアル等が記されていますが、この手引は職員に配布されるものの、各自の学習に委ねられており、活用されているとは言い難い状況のようです。手引に掲載されている、開設時に作成された「一時保護所の子どもたちの理解に必要な19のこと」を基に子ども理解に必要な態度や価値観を定期的に職員全体で振り返るなど、手引を活用しながら、一時保護所の質を維持・向上させるための計画的な取組みを検討してください。

子どものケアやアセスメントに関する専門性の向上には、スーパービジョンによる継続的な学びの機会も必要です。現状では、指導教育担当職員を確保するために、5年以上の経験を有する職員が一時保護施設スーパーバイザー研修を受講しているようですので、スーパービジョン体制を整備するためにも指導教育担当職員を業務分掌に位置づけ、実施できる時間と人員を確保してください。

## ③ 児童福祉司・児童心理司との連携

児童福祉司や児童心理司との連携については、児童相談所と一時保護所の立地の近さを活用して日常的にコミュニケーションをとっているものの、定例的に意見を交換する仕組みができていません。そのため、一時保護所の職員が、長期的な見通しをもって支援することや、子どもの成育歴や家庭の状況などの背景をふまえて行動観察を行うことが難しくなっています。一人ひとりの子どもについて担当する児童福祉司・児童心理司と一時保護所職員の3担当者によるミーティングを義務化するなどして、連携を強化することをご検討ください。児童福祉司も児童心理司も忙しく、一時保護所職員は交代勤務という時間調整が難しい条件であるため、たとえば「1週間に1回は必ず開催する」と決め、一時保護直後に開催日時を2~3回分決定するなど、必ず実施できるようにするための方法を工夫するとよいと思われます。

＜各評価項目の評価＞

項目	評価項目	評価結果
No.20	一時保護所としての設備運営基準を遵守し、更に質を向上させる努力をしているか	B
No.21	一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	B
No.22	一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	S
No.23	管理者や指導教育担当職員それぞれの役割が明確になっており、その責務が全うされているか	B
No.24	一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	A
No.25	一時保護所として、適切な夜間職員体制が確保されているか	A
No.26	情報管理が適切に行われているか	A
No.27	職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	B
No.28	一時保護所がチームとして運営できているか	A
No.29	児童福祉司や児童心理司等との連携が適切に行われているか	B
No.30	職場環境としての法令順守や環境改善に取組んでいるか	A
No.31	医療機関との連携が適切に行われているか	A
No.32	警察との連携が適切に行われているか	A
No.33	子どもの養育・支援を充実させるために、外部の団体や専門家等、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	B

### 第Ⅲ部 一時保護所の運営

#### 総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

#### 【優れている点】

- 子どもたちに安全で安心して過ごせる居心地のいい場所を提供しようという職員間の共通認識のもと、衣食住は高いレベルで満たされています。食については、会計年度任用職員の調理員により、主食、主菜、副菜、汁物など栄養バランスを考慮した献立が立てられていました。
- 教職経験のある学習支援員が常駐し、職員とよく情報共有をしながら、一人ひとりの子どもに合った学習指導をしています。教科書や参考書、補助教材等も揃っており、学習機会が確保されるように努めました。
- 全国的には、すべての扉を施錠し、職員が開錠しない限り部屋や空間が使えないというように、子どもの行動範囲を鍵で管理している一時保護所も多いところ、日中、1階の食堂、リビング、プレイルームが施錠されず子どもたちが自由に入り出しきるのは、開放感をもたらす運用として評価できます。
- 相談部門からの聞き取りでは、相談部門からの依頼に対し一時保護所から保護を断られたことはないとの説明があり、一時保護所において、保護の必要性がある子どもを懸命に受け入れようと努力していることがうかがわれました。

#### 【改善が必要な点】

- 中心的な課題は、①子どもの主体的な選択を保障できておらず、職員が「よかれ」と思って行っている支援が「善意の強要」に陥ること、②全員に同じ対応をする集団処遇が優先され個別対応(個々の子どものニーズに応じた支援)が行われていないこと、③2024年4月に施行された設備運営基準が求めている「(一時保護所での生活は)原則自由であり、制限する場合は説明を尽くして納得を得る」という原則に沿っていないこと、④子どもたちの言動など行動観察は詳しく共有されているものの、その言動の背景にある成育歴や特性などからの「見立て（アセスメント）」がなく、その子に必要な支援が十分になされていないことの4点です。
- 「子どもを大切にしよう」という意識は職員全体でもたれていますが、結果として職員が子どもと「よかれ」と考える必要かつ可能なものを提供する傾向が見られました。子どもが主体的に選択するのではなく、与えられたもので満足しようと子どもの方が合わせている印象です。たとえば、レクリエーションの時間は工夫されていましたが、果たして子どものニーズ（子どもが求めている内容）に合っているのか、検討の余地がありそうです。
- 外出する機会はできるだけ作っているとのことでしたが、子どもへのインタビュー等からは、十分でないことがうかがわれました。閉鎖的保護が必要な子どもがいたために外出の機会が限られたといった事情があったのかもしれません、ガイドラインでは「一人の子どもに必要な制限を理由に、制限が必要ない子どもに制限をしてはならない」と規定されています。みんな一緒にではなくても、個別の外出もあってよいはずです。閉鎖空間で過ご

している子どもたちであることを考慮し、できるかぎり外出の機会を増やすことが望されます。

○私服の持ち込み制限の理由として「洗濯後の乾燥で服が傷む」という説明がなされていました。設備運営基準 12 条に則れば、「服が傷む可能性があるので、傷んでもいい服を持ってきて」と説明を変え、私服原則許可に変更する必要があります。

○一時保護所のルールについて、一時保護所の状況や子どもの特性に応じて行動制限の例外を検討するという対応がなされているように見受けられました。この対応は、①行動制限を前提として特定の場合に解除を認める、②例外の設定(ルールの解除)が場当たり的になり決定者の個人的な判断に委ねられている、という点で適切とは言えません。設備運営基準の「(一時保護所での生活は)原則自由であり、制限する場合は説明を尽くして納得を得る」という原則に則り、改善を検討する必要があります。

○2017 年の「新しい社会的養育ビジョン」では、「現状の一時保護所では教育権が保障されていない」として原籍校通学も含めた対応が求められています。原籍校通学には可能な限り対応しているとのことでしたが、通学できない子どもに対する教育権の保障に関して、一時保護所での学習の時間が少なすぎるのでないかと思われます。さらに、学習時間以外の時間には学習室は閉鎖されており、子どもの学びたい気持ちに応える書籍や情報に自由にアクセスできません。「子どもの学習権をどのように保障するか」についての検討が必要です。

また、現在、多くの学校では 1 人 1 台の端末での学習を進めています。学校によっては学習アプリを導入しているところもあります。読み書きに困難を示す子どもの場合、読み上げ機能や音声入力は学習の支えになります。一時保護所においても、従来の紙媒体を中心とした学習活動のみではなく、ICT を活用した学習活動も選択できるような環境整備が求められます。実際の運用には全国的に戸惑いが大きいのが現状ですが、設備運営基準では、一時保護所内でも通信機器を利用可能とする対応が求められています。学習場面に限定した通信機器の利用については、いくつかの一時保護所で取り組まれているところであります。現状維持を前提とするのではなく対応を検討されるとよいでしょう。

○児童福祉司等による家族等に対する関わりがどのように行われているか一時保護所職員が適時に把握できないため、一時保護所において、保護中の子どもに対して、退所後の居場所や家族関係についての支援ができず、日々の生活面での支援しかできていません。一時保護所での生活は、子どもにとって入所前の家族関係や学校生活を振り返る貴重な機会であり、この機会を十分活かすためにも、一時保護所と相談部門との情報共有を進める必要があると思われます。

○現地調査の際、他児への暴力的な言動がある子どもがいました。職員は、指導的・抑圧的にならないよう対応をしており、その点は大切な姿勢として評価できますが、他者への不適切な言動の「振り返り」、つまり「個別で話を聴き、その言動の裏にある気持ちや事情は受容しつつ相手に対しての適切な伝え方を一緒に考える」といった対応が行われている様子は見られませんでした。一時保護所は単に衣食住を提供する場ではなく、日々の生活の中で子どもを受容すると同時に、子どもが適切な他者への対応方法を学ぶ治療的ケアの場であることをふまえ、他害の問題を抱える子どもには必ず、なぜ暴言や暴力に至ってしまったのか、子どもの気持ちや言い分を十分に聴いて、その気持ちを受け止めることを伝えいただきたいと思います。また、伝えると同時に、「暴言や暴力を用いることなく、気持ちを相手に伝えるためにはどうすればいいか」を一緒に考え、振り返りを行っていただきたいと思います。

- 保護者と死別した子どもについて、経緯や子どもの状態等は引継ぎ会議で詳しく報告され、職員全員で共通認識が図られていましたが、個別インタビュー時の本人の言動等から、喪失体験に対するケアを含む個別対応が十分になされていない様子がうかがわれました。喪失体験に対する心理的ケア等について、相談部門とも連携して丁寧かつ適切に対応する必要があると思われます。
- 年次計画や目標設定については、管理職から口頭で説明を受けました。しかし、年次計画とは、①めざす目標、②現状で不足している部分や課題、③課題解消に向けて取り組む対応法などを明示するものです。計画書作成を目的とするものではありませんが、どのような一時保護所をめざすのか、具体的に何に対してどのように取り組むのかについて、職員全員で話し合い、共通認識のもとで計画書を作成する等の取り組みを期待します。
- 各種マニュアルが一時保護所設置時の考え方で作られ、設備運営基準をはじめ時代の変化に対応していないように思われます。電話対応や災害発生時、無断外出の際の対応、重大事件に係る触法少年への対応等、マニュアルは概ね整備されていますが、その内容の適否も含めた見直しや職員への周知が必要です。重大事件については、これまで対応事例はなかったようですが、重大事件が発生した場合の個室の確保や職員対応の準備が十分とはいえず、あらためて検討しておく必要があると思われます
- 「相談種別に関わらず、多くの子どもが虐待を受けてきた背景を踏まえて適切な対応ができる体制が確保されているか」という点に関しては、理解を深め、実践に活かす必要があると思われます。虐待の子どもへの影響やトラウマインフォームドケアについて、経験知を定着し共有化するために、一時保護所全体で研修を行い、足りていない部分を補う取り組みをご検討ください。

＜各評価項目の評価＞

項目	評価項目	評価結果
No.34	緊急保護は、適切に行われているか	A
No.35	一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	A
No.36	レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	B
No.37	食事が適切に提供されているか	A
No.38	子どもの衣服は適切に提供されているか	B
No.39	子どもの睡眠は適切に行われているか	A
No.40	子どもの健康管理が適切に行われているか	A
No.41	子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	B
No.42	未就学児に対しては適切な保育を行っているか	A
No.43	親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や、家族等に関する情報提供等が子どもに対して適切に行われているか	B
No.44	子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	A
No.45	他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	B
No.46	無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	A
No.47	重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	B
No.48	身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか	B
No.49	障害児(発達障害、知的障害、身体障害など)を受け入れた場合には、適切な対応、体制確保が行われているか	A
No.50	健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	A
No.51	災害発生時の対応は明確になっているか	A
No.52	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	A
No.53	一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等(安全計画、業務継続計画等)にして明確になっているか	B
No.54	一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	B
No.55	一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	B
No.56	相談種別に関わらず、多くの子どもが虐待を受けてきた背景を踏まえて適切な対応ができる体制が確保されているか	B

## 第IV部 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

### 総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

#### 【優れている点】

- 一時保護所と児童福祉司、児童心理司の連携や情報共有の必要性は理解されつつあり、相談部門との距離の近さを活かして連携のための改善が検討されていました。援助方針会議には、保護係長のほか主査も出席し、一時保護所の意見を援助方針に反映できる機会が設けられていました。
- 一時保護中の子どもについて、「子ども虐待対応の手引き」の行動観察のポイントをもとに、食事や生活管理、衛生管理、遊びや対人関係などについて観察し、日誌や行動観察記録にまとめています。行動観察記録票は、行動観察の観点が記されており、観察のポイントを職員が理解できるように構成されています。さらに、観察者が観察した子どもの言葉や表情、振る舞い、出来事などの客観的な情報と担当職員が推察した子どもの気持ちなどの主観的な情報が分けて記録されており、どのような観察から所見が導き出されたのかを把握できるように構成されています。
- 行動観察では、子どもの問題行動のみならず、子どもの強みとなる特性や好み、入所後の生活で見られた気持ちの変化や人との関わりの変化などが記録されており、総合的なアセスメントに必要な情報が整理されています。また、引継ぎ会議において日々の行動観察の結果を一時保護所内の職員で共有し、子どもの表情や言葉、振る舞い、気持ちの変化、児童福祉司等との面接で収集された情報との違いなどについて、一時保護所なりの見解を協議する姿勢が見られました。

#### 【改善が必要な点】

一時保護所における行動観察結果を包括的なアセスメントに活用し、総合的な援助方針を立てるために、  
①相談部門との情報共有システム、②行動観察における記録内容・収集方法の充実、③観察会議の定例化、④援助方針会議における一時保護所の主体的な参画という4点について、改善が必要です。

##### ① 相談部門との情報共有システム

相談部門との情報共有と意見交換は一部の職員において行われていますが、全ての担当職員が定期的に意見交換をできているとはいえない。また、児童記録票等の情報保管の電子システムについて、児童福祉司や児童心理司が児童相談所のサーバー上で一時保護職員が記録した行動観察記録を確認することはあるものの、一時保護所職員が相談部門の記した入退所時の調査、面接記録、家庭の状況などを確認する仕組みが整っていませんでした。児童記録票やその他の子どもに関連した情報を一時保護所の職員が把握できる仕組みを整備する必要があります。児童福祉司等の作成する記録を一時保護所の職員もサーバー上で共有できるように、児童記録票等にアクセスできる端末の増設や記録を閲覧する時間を設けてください。

一時保護所における行動観察記録や日誌等の入力について、Word ファイルに日毎に全児童の状況を記録する形態になっていました。ファイルが複数に分かれていると、情報を参照したいときに各ファイルを検

索することになり、職場環境として効率的な情報管理システムであるとは言い難いです。将来的には、児童情報の管理についてデータを一元的に管理できるシステムを導入し、児童を選択することで行動観察記録や相談記録、経過記録等にアクセスできるようにし、事務の効率化を図る必要があります。

## ② 行動観察における記録内容・収集方法の充実

日誌や行動観察記録においては、子どもの行動が詳細に記録されていますが、問題となる行動の背景の理解につながる記録になっているとは言い難いです。行動の背景にある家庭の状況等の背景情報や問題行動の前の状況、後の状況もふまえて記録することで、その行動がどのような気持ちや状況を背景に生じているのか、どのような行動の未学習・誤学習によって生じているのかを分析し、行動の予防や対応を検討できます。

また、問題となる行動が生じなかったときや適切な行動を示したときの状況の記録は少ないように見受けられました。子どもは常に問題となる行動を示しているわけではなく、集中して遊びや学習に取り組んだり、自分の気持ちを調整したりしており、その芽生えとなる行動も示すことがあります。望ましい行動が生じる背景や状況を理解することで、子どもの総合的な理解に対する職員の観察、対応の質が向上するとともに、一時保護所からの退所後の家庭や関係機関にいっそう有益な情報を提供できるでしょう。

行動観察については、生活場面を中心に行われていますが、必要に応じて個別の面接等を行うことで子どもの気持ちの理解につながります。就寝前に居室で話を聞いてほしいという希望が子どもから出ているということは、個別面接等の希望の表れだと思います。日中に他の子どもがいない守られた空間で担当職員が面接する機会も検討してください。たとえば、週に1回は、一時保護所の担当職員と心理療法担当職員がそれぞれ30分間、子どもと2人きりの時間を確保し、面談や遊び、散歩などの時間の使い方を子どもと相談しながら面接することも一つの方法だと考えます。

## ③ 観察会議の定例化

引継ぎ会議では、子どもの表情や語り、振る舞いが詳しく紹介されていましたが、情報共有にとどまっています。子ども一人ひとりの行動観察の結果、その背景にある成育歴や家庭の状況、子どもの行動上の課題から見立てを行い、課題に応じた対応策を検討する機会は月1回の職員会議に限られています。平均在所日数が約25日であるため、検討されないまま退所するケースも多いと推察されます。平均保護人数は7～8人ですので、週1回は担当職員と他の職員、児童福祉司、児童心理司が同席のもと、観察会議を実施し、多面的な意見交換をもとに行動診断と一時保護所における援助方針を定めてください。

## ④ 援助方針会議における一時保護所の主体的な参画

援助方針会議に保護係長と主査が参加し、子どもの行動観察の結果に関する報告が行われていましたが、他の一時保護所職員も必要に応じて参加することが望されます。交替勤務のため、参加できる職員に限りがあるとは思われますが、たとえば、遠隔通信技術を活用するなどして、担当する子どもについて検討する必要がある際には、一時保護所の担当職員が参加できるようにする改善が望されます。

現状では、援助方針会議における一時保護所からの発言は、行動の客観的な報告にとどまり、援助方針に関する一時保護所としての意見を主体的に述べるまでは至っていないようです。援助方針を決めるのは相談部門、一時保護所は保護中の生活支援という役割分担意識が強いことが影響しているかもしれません。両者は対等な立場であり、子どもの最善の利益を図る共通目標をもっていることを認識したうえで、一時保護所としての行動診断や援助方針の提案に主体的に意見を述べることが求められます。

＜各評価項目の評価＞

項目	評価項目	評価結果
No.57	適時、子どもや子どもの家庭に関する情報等が相談部門と共有されているか	C
No.58	総合的なアセスメントや支援方針の決定に際して、一時保護所としてその判断に加わっているか	B
No.59	一時保護中に、子どもの変化に応じた個別ケアの見直しや、援助方針の見直しの提案が行えているか	B
No.60	一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	A
No.61	行動観察を基に適切な行動診断が行われている	C
No.62	行動診断(アセスメント)に基づく支援を行っている	C
No.63	一時保護中の子どもの所有物について、適切に保管されているか	A
No.64	一時保護所からの退所にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	A



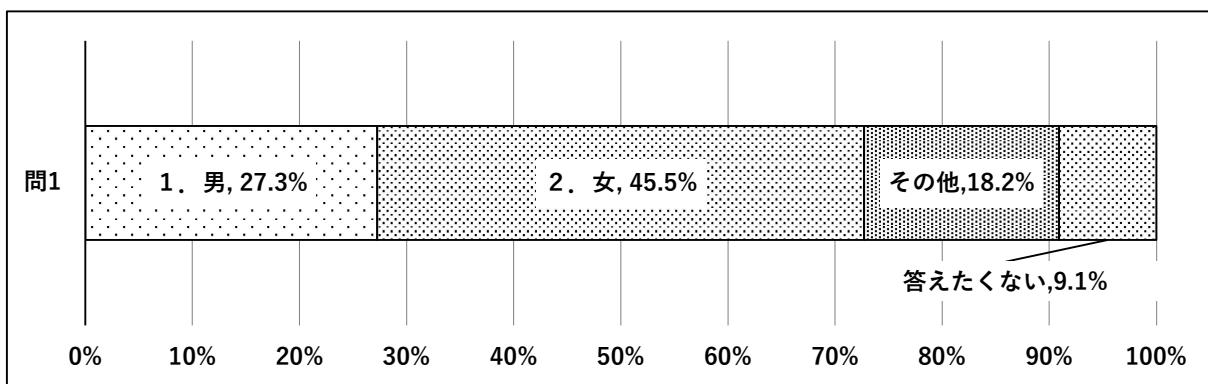
# こどもアンケート結果

(2024 年 9 月実施)

対象：上記期間内に一時保護所へ入所中の子ども

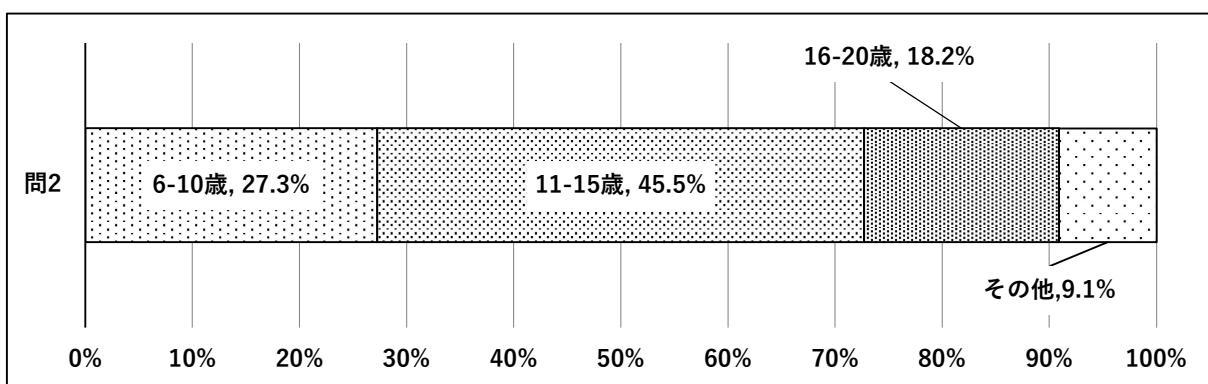
回答者数：11人

問1 性別は。



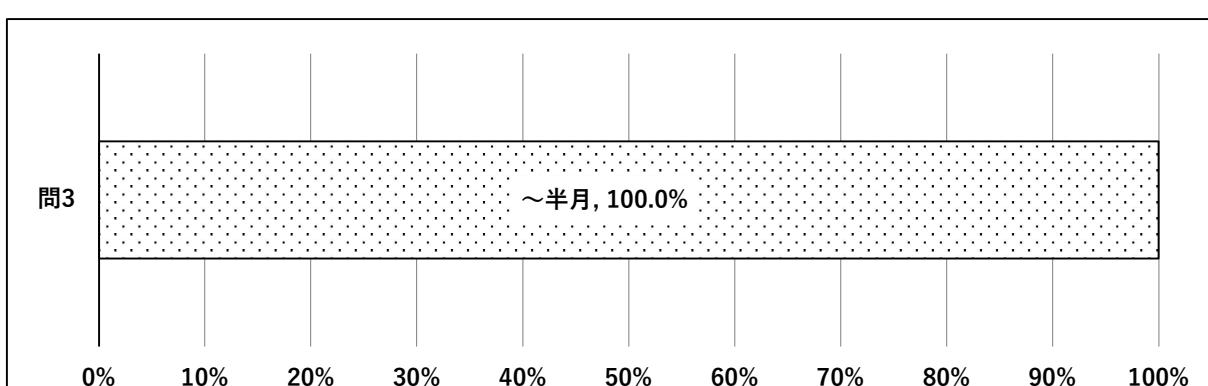
欄外コメント：「女にも感じる時も男に感じる時もある」「トランスジェンダ」

問2 年齢は。

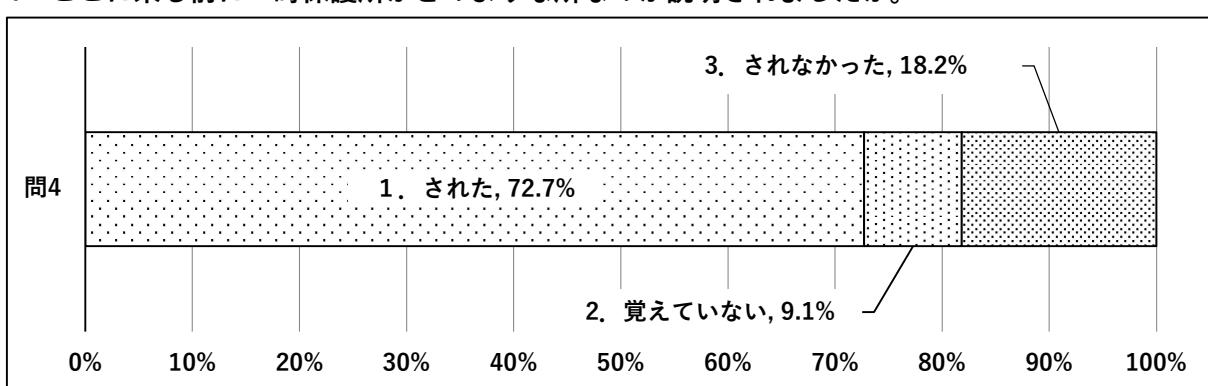


欄外コメント：「1♡♡」

問3 ここ(一時保護所)に来た日から今日で何日目ですか。

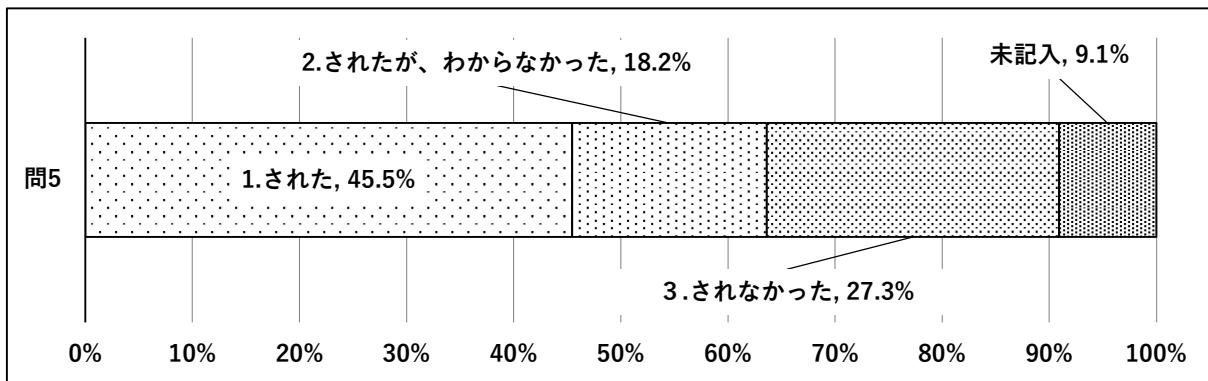


問4 ここに来る前に一時保護所がどのような所なのか説明されましたか。



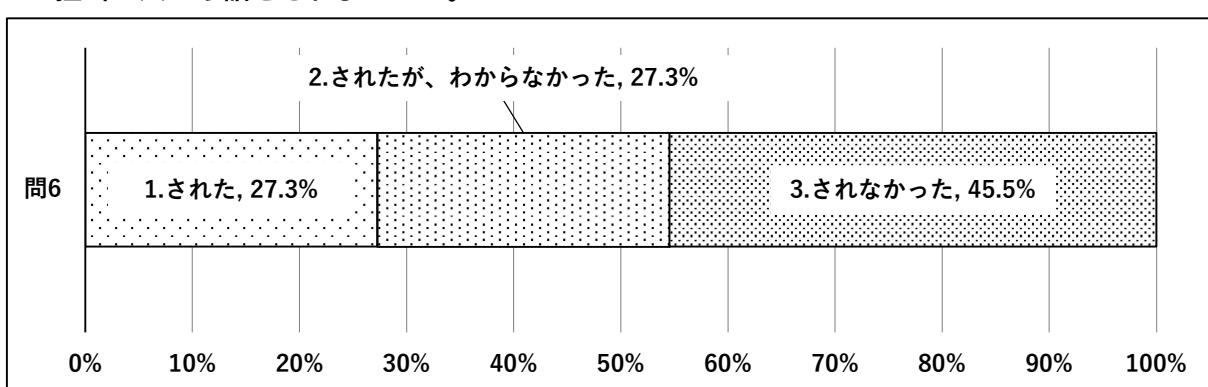
欄外コメント：「悪いぶぶんだけせつめいされた。良いところはマンガでしつめた『ちいさい人』」

問5 あなたがなぜここで生活することになったのか、その理由を説明されましたか。

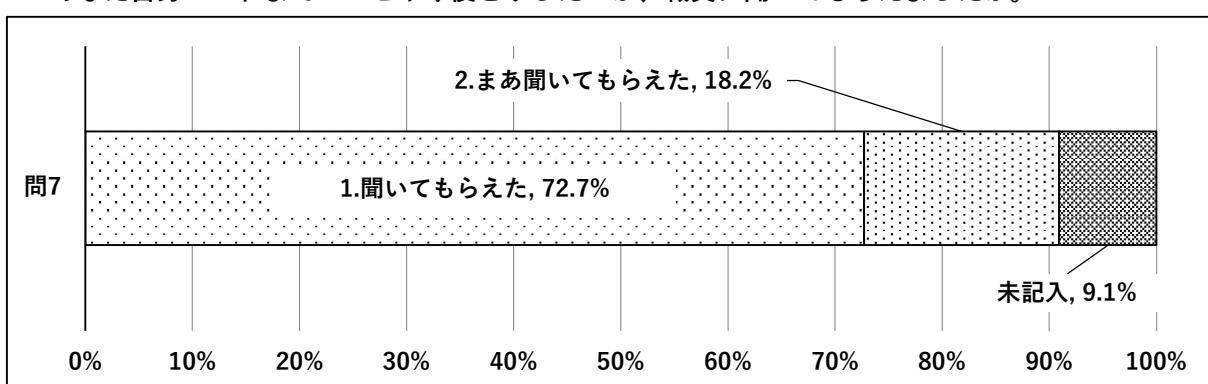


欄外コメント：「自らいえ出した。二つりゆうがあつた。」

問6 ここには、だいたいいつまでいなければならぬのか、今どのような状況なのか、担当の人から話をされましたか。

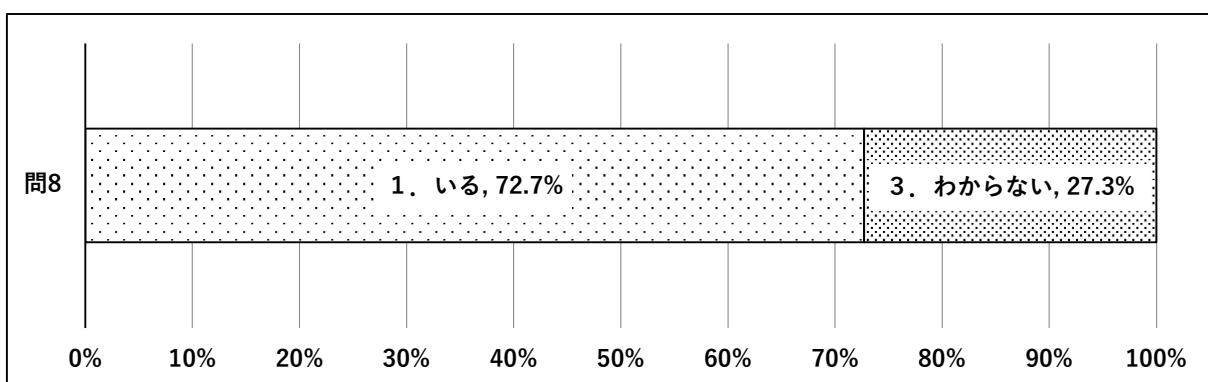


問7 あなた自身のこれまでのことや今後どうしたいか、職員に聞いてもらいましたか。



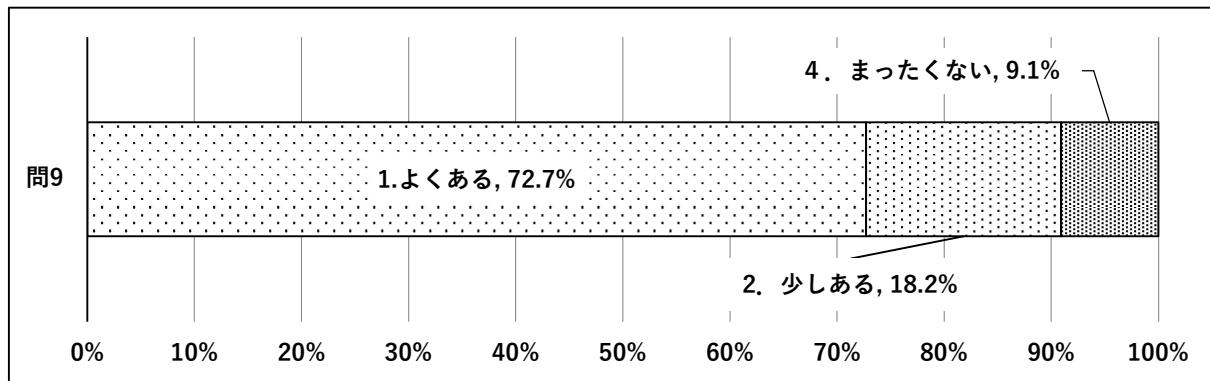
欄外コメント：「わからない」

問8 この職員や児童相談所の人で、あなたの話をよく聞いてくれる人はいますか。

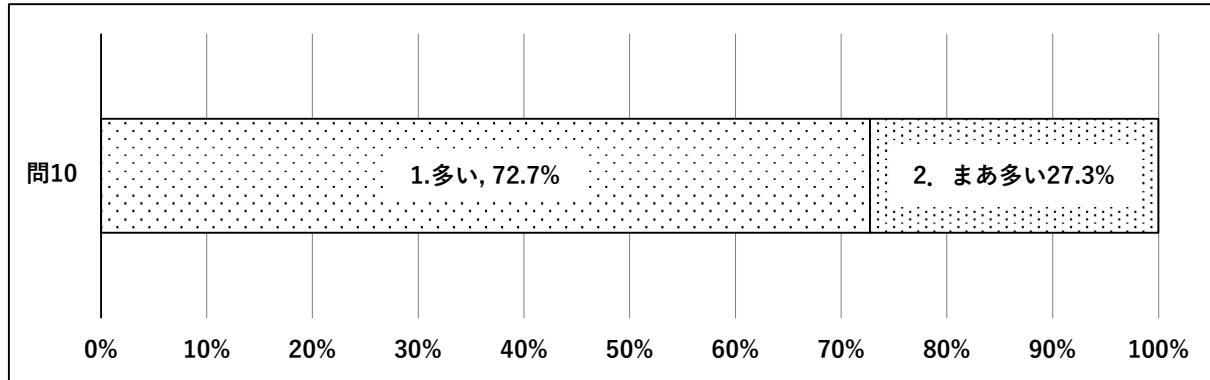


欄外コメント：「さあ～」

問9 こここの生活で、職員の人に、大切にされていると感じることはありますか。

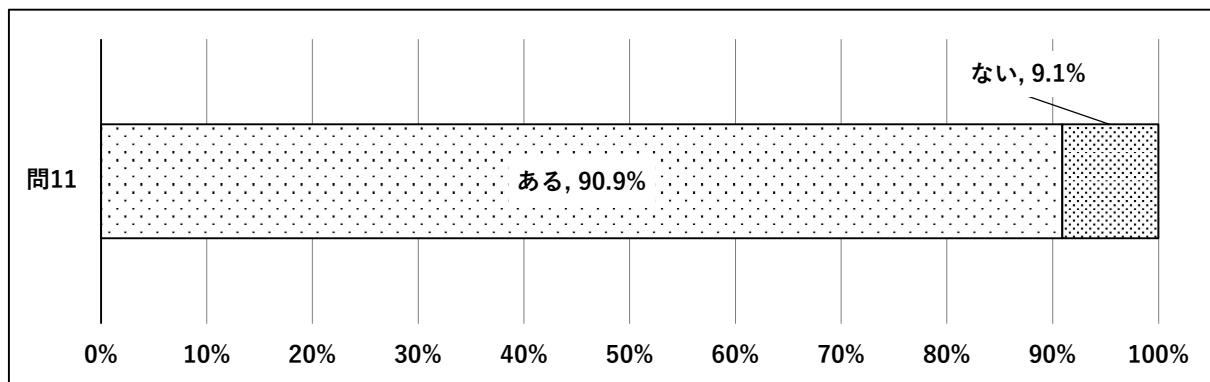


問10 自由に過ごせる時間は多いですか。



欄外コメント：「ものすごく多い」

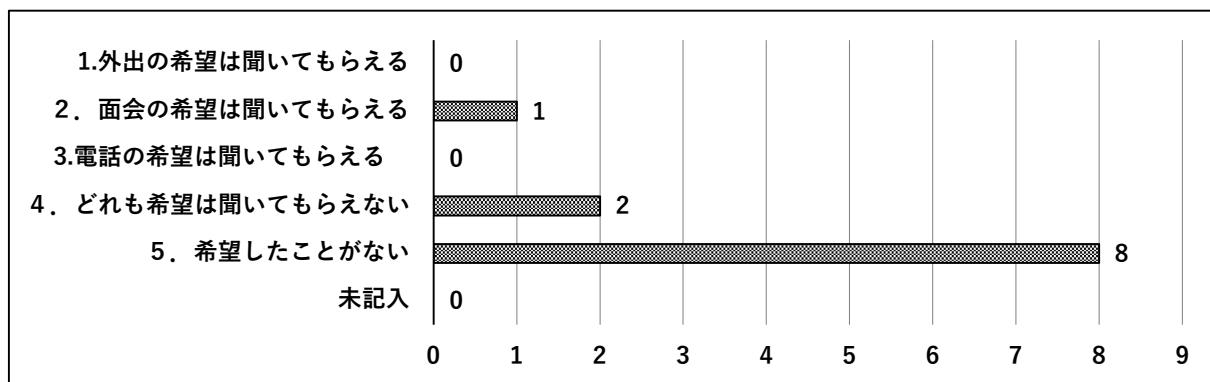
問11 自由時間で楽しいことはありますか。



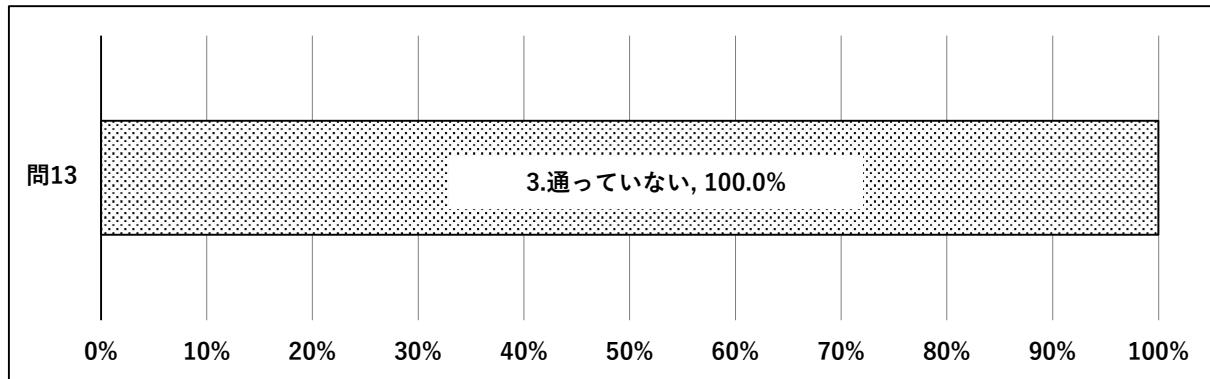
(自由時間で楽しいことについて)具体的にどのようなことですか。

具体的に
・オセロ、チェス、リクリエーション、ボクシング
・読書をすること、バドミントンをすること
・読書
・他の人と遊ぶとき
・子どもとあそぶこと
・体を動かすこと。
・しんゆうとあそぶこと
・友だちといろいろあそぶ(人生ゲーム)キャッチボール、その他

問12 外出や面会、電話など、あなたがしたい時にできていますか。(複数回答可)

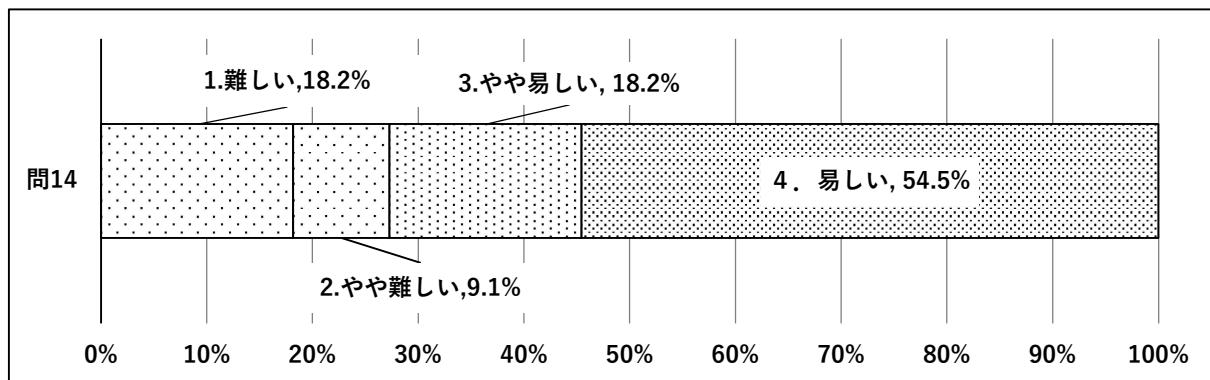


問13 ここから学校に通えていますか。



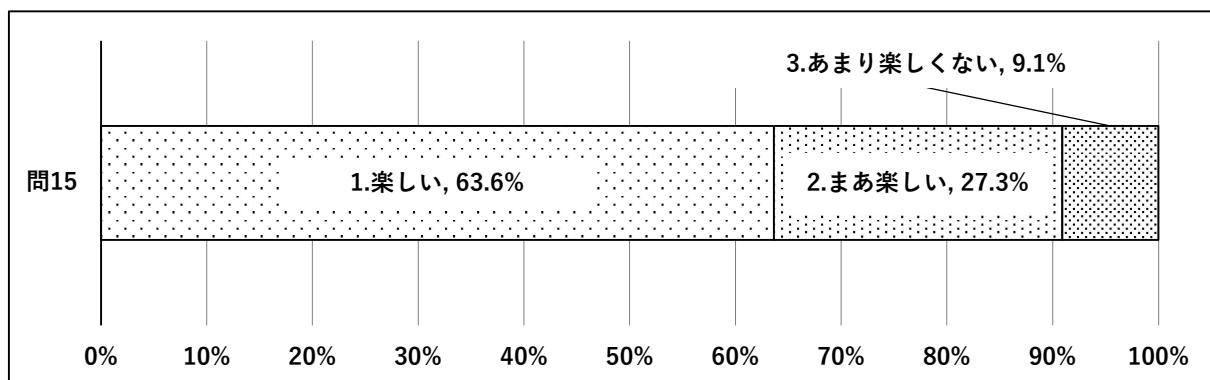
欄外コメント：「たんにんの先生、校長先生、5年4組の先生がきたことはある」

問14 ここで学習している内容は今まで通っていた学校での学習に比べて難しいですか。

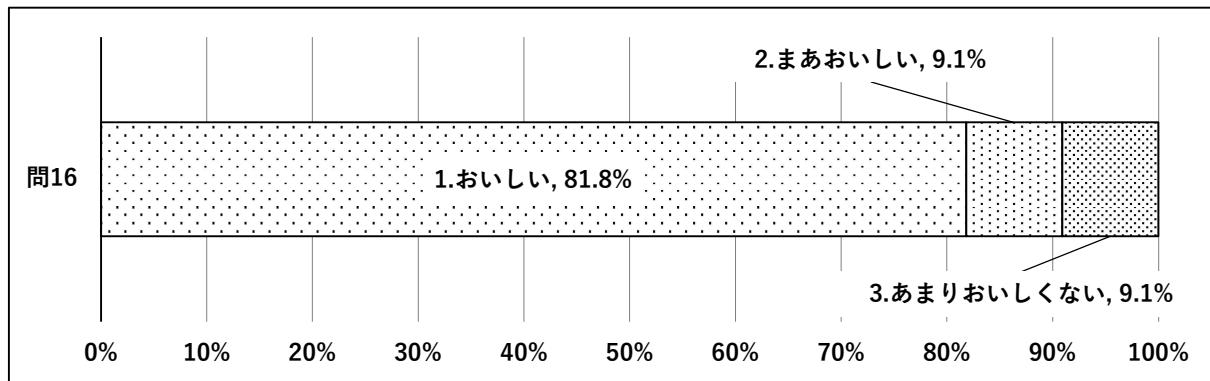


欄外コメント：「とくいなきょうかで」

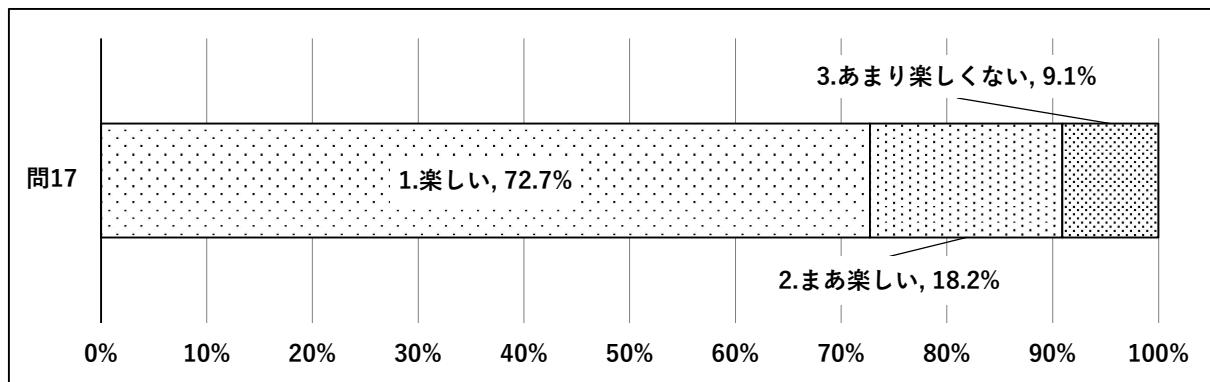
問15 学習時間以外の活動(午後の活動等)は楽しいですか。



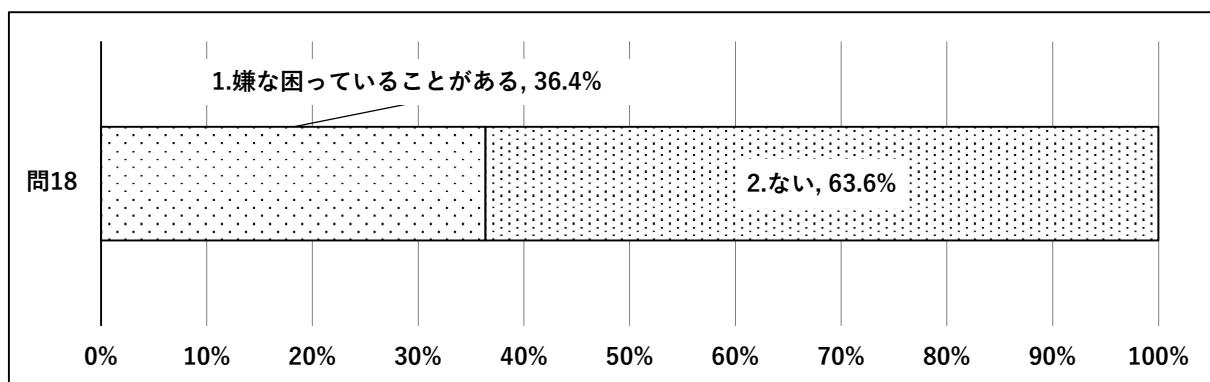
問16 食事はおいしいですか。



問17 食事の時間は楽しいですか。



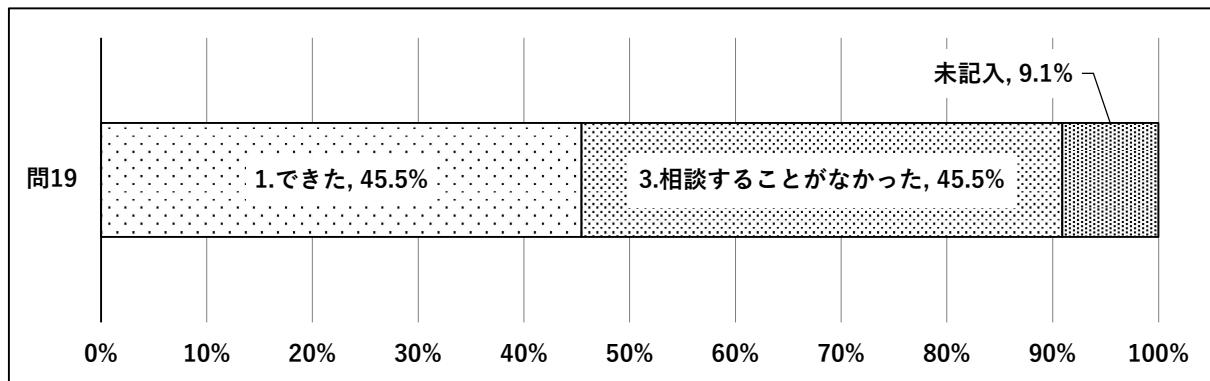
問18 ここでの生活で嫌なことや困っていることはありますか。



嫌なことや困っていることについて)具体的にどのようなことですか。

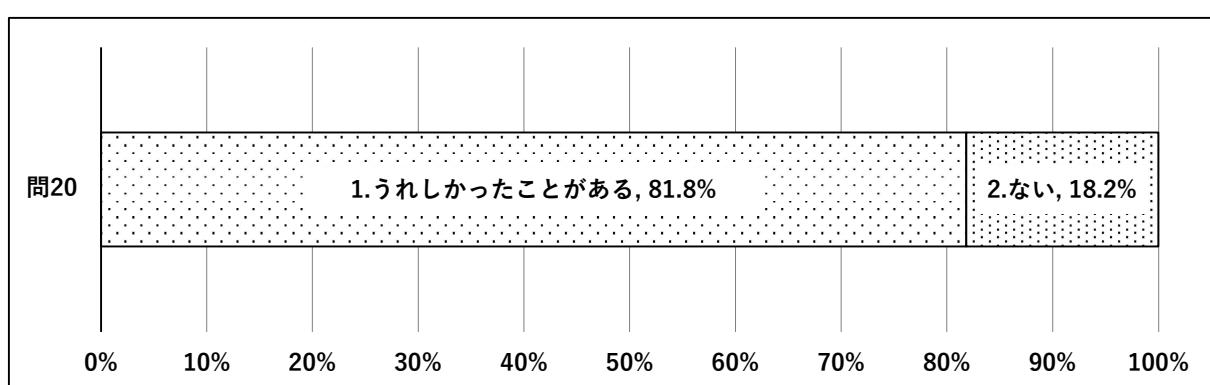
具体的に
・スマホが禁止であること
・学校にいけない
・ない
・メイクができない。ヘアアイロンができない。
・○○にけられたりなぐられたりする

問19 不安なことや困ったことなどがあった時に職員に相談できましたか。



欄外コメント：「しょくいんの信用すこしたりない」

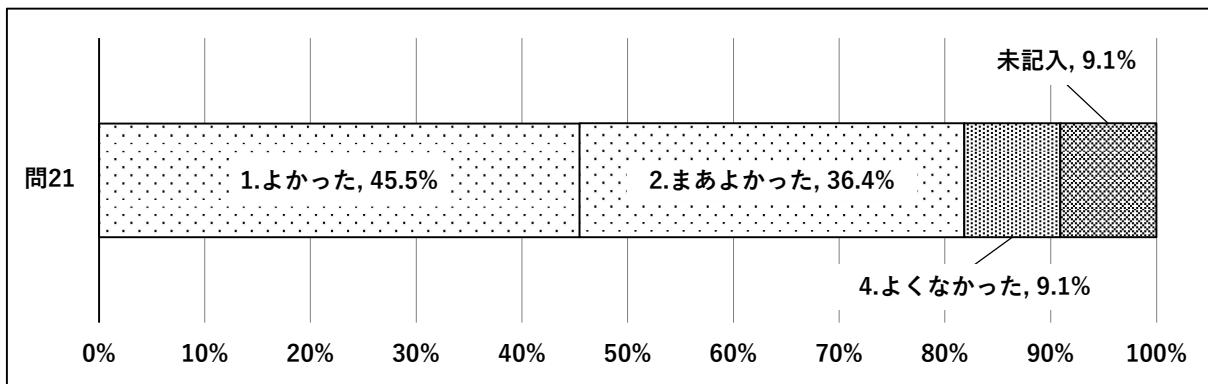
問20 ここでの生活でうれしかったことはありますか。



(うれしかったことについて)具体的にどのようなことですか。

具体的に
・友達ができたこと、ミサンガを作ったこと
・普段ならあまりしない、物づくり系のレクリエーション。
・暴力がなく、毎日が楽しい
・いっぱいお話してもらえる。いっしょにあそんでくれる。
・はなしがあう人がいたこと
・ともだちができた
・年齢や性別に関係なく遊んだりできる
・ともだちができたことやビーズアートでかわいいハムスターのキャラクターをつくったりプラバンで自分のすきなポケモンのかいたり
・かていとくらべてすごくしあわせになった(うまくひょうげんできない)あそでくれるともだちがいて、つらいことをいわれない。

問21 ここでの生活(全体をとおして)はどうでしたか。



欄外コメント：「すごく良かった」

問22 ここで生活で変えてほしいことや、こうなればいいなあと思うことがあれば書いてください。

具体的に
・ワンピースの最新刊がおいてあったらいい。
・1人になる時間はもう少し欲しいこと。
・午前中だけ学校で授業を受けて昼からは保護所生活
・もうちょいゲーム(スイッチ、プレステ)をだしてほしい
・ない
・CD、DVDを増やしてほしい。スマホを使いたい、ヘアメイクを自由にしたい、外出したい
・かわってもかわんなくてもどっちでもいいし十分楽しい
・あった気がするけどかけない。(欄外コメント：「ここっていいなあ～ずっといたい。きにいったぜ！」「アナログどけいよめない」)